

自主防災組織活動支援補助金の概要

(1) 目的

自主防災組織等が防災活動を行うにあたり、その活動及び防災用資機材整備に要する経費について、補助金を交付することにより、地域住民による防災活動を促進し、災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的としています。

(2) 補助対象者

連合自治会単位で結成し、市に自主防災組織結成届の届出があった自主防災組織

(3) 補助対象事業

- ①防災知識の普及（研修会、会報の発行等）に関する活動
- ②防災用資機材の整備に関する活動
- ③防災訓練の実施に関する活動
- ④災害時の情報伝達、安否確認及び避難誘導並びに避難所運営に寄与する活動
- ⑤災害時において必要となる備蓄食料の備蓄に関する活動

(4) 補助金額

1 組織あたり10万円を上限とし、活動に係る経費の10/10を補助します。

ただし、初回交付に限り、年15万円を上限とします。

自主防災組織活動支援補助金の申請手順

自主防災組織

1 交付申請

【申請期限:令和6年12月27日まで】

補助金対象の活動を始める前に書類を提出してください。
※令和7年3月15日までに活動が完了するように計画してください

【提出書類】

- ・自主防災組織活動支援補助金交付申請書(様式第1号)
- ・活動計画書(任意様式)・予算書(任意様式)
- ・会則
- ・名簿

※申請内容を変更するときはすみやかに危機管理室にお知らせください。

2 実績報告

【報告期限:令和7年3月15日まで】

すべての活動を完了させて、書類を提出してください。
※令和6年度中の入金希望の場合は2月中に提出してください。

【提出書類】

- ・自主防災組織活動支援補助金実績報告書(様式第5号)
- ・活動報告書(任意様式)
- ・収支決算書(任意様式)
- ・領収書(原本)と内訳を示したもの(レシートのみは不可)
- ・その他市長が必要と認める書類 ⇒ 指示があれば提出

3 交付請求

【提出書類】

- ・自主防災組織活動支援補助金交付請求書(様式第7号)
- ・委任状(任意様式)
振込口座の名義が申請者と異なる場合に必要です。
(例1)振込口座が自主防災組織の会計担当名義
(例2)振込口座が連合自治会名義
- ・口座名義・口座番号が確認できる書類(通帳のコピー等)

市

交付決定

自主防災組織活動支援補助金交付決定通知書(様式第2号)を送付します。

補助金額確定

自主防災組織活動支援補助金交付額確定通知書(様式第6号)を送付します。

交付

原則として請求日から約2週間後に振り込みます。